第６　【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書　　平成15年６月３日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書　　平成15年６月26日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類　　事業年度(第７期)　自　平成14年４月１日　至　平成15年３月31日　　平成15年６月30日
関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類　　平成15年７月１日
関東財務局長に提出。

普通社債及び劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年７月７日
関東財務局長に提出。

平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類　　平成15年７月14日
関東財務局長に提出。

平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年７月16日
関東財務局長に提出。

平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年７月18日
関東財務局長に提出。

平成15年７月１日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(9) 有価証券届出書及びその添付書類　　平成15年９月17日
関東財務局長に提出。

普通社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。

(10) 臨時報告書　　平成15年10月１日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号及び第18号(債権の取立不能又は取立遅延のおそれ)に基づく臨時報告書であります。

(11) 有価証券届出書の訂正届出書　　平成15年10月２日
関東財務局長に提出。

平成15年９月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(12) 有価証券届出書の　　平成15年10月６日
訂正届出書　　関東財務局長に提出。
及びその添付書類
平成15年９月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(13) 有価証券届出書の　　平成15年10月８日
訂正届出書　　関東財務局長に提出。
平成15年９月17日提出上記(9)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。